

才之神橋補修設計業務委託
特記仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、本市が発注する「才之神橋補修設計業務委託」に適用する。

また、本業務の実施にあたり、受注者は本特記仕様書によるほか、業務委託契約書、「新潟県測量・設計・調査業務委託標準仕様書」(以下「標準仕様書」という。)のほか、魚沼市委託契約条項(令和4年魚沼市告示第159号。以下「委託契約条項」という。)及び本特記仕様書に従い実施するものとする。

(目的)

第2条 本業務は、才之神橋の補修設計業務である。当該橋梁は竣工から64年が経過し、令和2年度の橋梁定期点検において、伸縮目地部の伝い水が原因と思われる支承全体の腐食が確認されたことから、対象橋梁における対策工の補修設計を行い、工事発注図書の作成を行うことを目的とする。

表1 橋梁概要一覧表

	才之神橋	備考
路線名	市道滝之又旧道2号線	
交差種別	一級河川和田川	
第三者被害の有無	なし	
竣工年次	昭和36年(1961年)	
橋長	12.6m	
幅員	6.8m	
橋梁形式	RC床版T桁橋	

(期限)

第3条 本業務の履行期限は令和8年2月27日までとし、工期を厳守するものとする。

(管理技術者)

第4条 管理技術者は、本業務を遂行する上で技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者で、建設部門(選択科目:鋼構造及びコンクリート)の技術士、もしくはRC CM(鋼構造及びコンクリート)、又はこれと同等以上の能力を有する者でなければならない。

また、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間に、魚沼市が所管する市道橋、もしくは新潟県土木部が所管する道路橋の補修設計業務に係る管理技術者として従事した経験を有すること。

(業務内容)

第5条 業務内容は、以下のとおりとする。なお、業務を進める中で業務内容に変更が生じた場合には監督員と協議を行い、内容を決定する

1. 業務計画

受注者は、契約後速やかに橋梁補修の実施体制を整え、必要な資料の収集、現地踏査計画を検討し、新潟県標準仕様書第1112条に基づいて、業務計画を作成し、監督員に提出するものとする。また、設計（竣工）図書、点検資料等の既存資料の収集・整理を含むものとする。

2. 現地踏査

既往資料をもとに現地踏査を行い、損傷程度の概要、既存の補修対策状況、添架物・支障物件の有無、周辺状況、施工性を確認し、補修設計の計画立案に必要な基礎的状況を把握する。

また、現地詳細調査（外観計測）時に必要となる資機材の確認や運搬経路、交通量、想定される交通規制（交通整理員の配置人数等）、橋梁の劣化程度、その他調査を実施するために必要な現場の状況を確認する。

3. 現地詳細調査（外観計測）

一般図復元を目的とした外観計測を行う。なお、外観計測の実施にあたっては、橋梁点検車（BT-200）を用いた現地調査を想定する。

4. 一般図作成（現地計測による復元）

補修設計に必要な図面（一般図）を作成する。既存資料（建設時の竣工図や過年度調査成果等）が無い場合は、構造形式を確認し、必要寸法を測定のうえ一般図を作図する。

5. 関係機関協議

調査・補修設計に必要な関係機関ごとに、協議、諸手続き、資料収集及び協議資料の作成を行う。ただし、河川占用許可申請書の作成が必要となる場合は、別途、監督員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

6. 補修設計

(1) 支承補修設計

腐食等が発生した支承の防食機能の回復を目的とした補修設計（対策工法の検討、設計図、数量計算、照査、報告書作成）を行う。対策工法は塗装塗り替え（金属溶射を含む）を想定している。なお、設計に先立ち、防食仕様の検討を行うこととする。

(2) 伸縮装置取替設計

確認された損傷について、点検・調査結果に基づき、伸縮装置の取替設計（補修工法の検討、設計図、数量計算、照査、報告書作成）を行う。同一形式の伸縮装置による橋台2基の取替を想定し、車道と一体の歩道がある場合は、歩道部の伸縮装置も含むものとする。

7. 施工計画

補修工種全体の施工順序、施工要領、概略工程表、仮設足場図を作成し、施工時の留意点等を取りまとめる。また、河川橋における等流計算による流下能力、水位の検討程度を含むものとし、不等流計算による検討が必要となる場合は、別途、監督員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

8. 概算工事費

監督員から近年の工事費用の資料を受け取るなどを行い、補修工種ごとに概算工事費を算出する。

9. 設計競技

設計協議は「業務着手時」「中間1回」「完了時」の計3回を予定するものとし、「業務着手時」および「完了時」には管理技術者が立合うものとする。

なお、河川管理者である新潟県魚沼地域振興局との関係機関打合せ協議を1回予定する。

(貸与資料)

第6条 以下の資料を貸与する。

- (1) 令和2年度 橋梁点検業務委託 報告書
- (2) ・既存の現橋設計図書、道路台帳図等
- (3) ・その他、河川条件に関する資料等

(成果品)

第7条 本業務の成果品は以下のとおりとする。

- | | | |
|--------------------|-----|-----|
| (1) 才之神橋補修設計業務委託 | 報告書 | 1 部 |
| (2) 上記、電子データ(CD-R) | | 1 式 |

(資料の貸与及び返却)

第8条 監督員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。なお、貸与資料は、業務着手時に受注者に貸与することを原則とし、これに依らない場合は、業務着手時に貸与時期を受発注者間で協議する。

受託者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。

(成果物の使用等)

第9条 成果品はすべて発注者の所有とし、受注者は発注者の承諾を受けないで他に公表、貸与、使用してはならない。

(書類の厳正な保管)

第10条 本業務の関係書類は、発注者に提出するまでの間、汚損、紛失、消失等がないよう厳正に保管しなければならない。

(疑義)

第11条 受注者は発注者と緊密な連絡をとり、円滑な作業の進捗を図るとともに、作業段階ごとに協議を行わなければならない。また、受注者は、本仕様書及び設計書等に疑義が生じた場合、ただちに発注者と十分な協議を行い、その指示に従わなければならない。

(業務の完了)

第12条 本業務は、業務終了後所定の図書を提出し、検査に合格した時をもって完了とする。

以 上